

- ・ 再生期：概ね平成 32 年度から平成 35 年度まで
 - 復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの復旧を進めるとともに、災害前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とした。
- ・ 発展期：概ね平成 36 年度から平成 38 年度まで
 - 被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とした。



図 朝倉市復興計画の計画期間

(出典) 朝倉市「朝倉市復興計画 平成 30 年 3 月」

○復興計画の構成

- ・ 復興計画は、「復興ビジョン・基本理念」や「復旧・復興に向けた基本施策」などの市全体の復旧・復興に向けた取組方針と、市全体の取組方針を踏まえつつ、それぞれの地区の特性や被害状況に応じ、より詳細な取組方針を示す「地区別計画」により構成した。
- ・ 「地区別計画」は市内を 9 つの地区に分け、地区ごとにインフラの復旧やすまいの再建などの工程表（ロードマップ）を定めた。

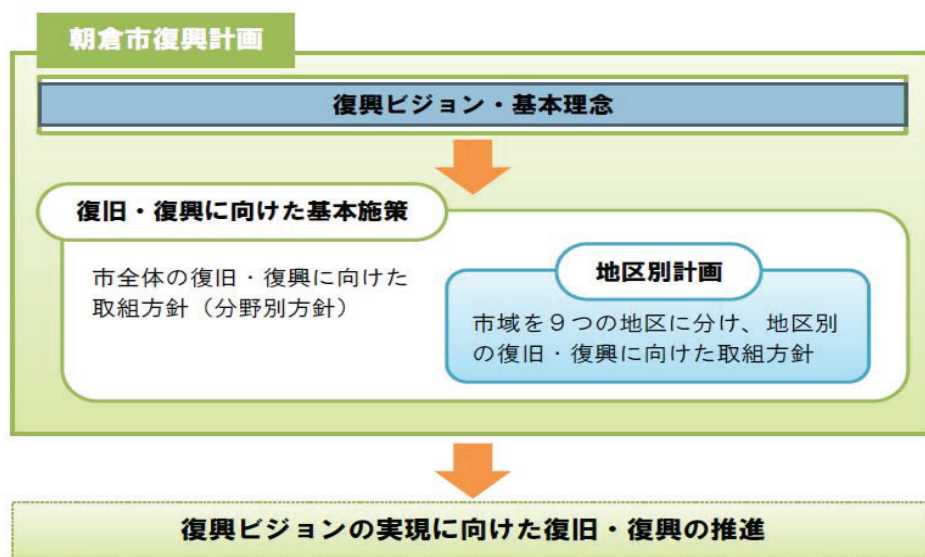


図 朝倉市の復興計画の構成

(出典) 朝倉市「朝倉市復興計画 平成 30 年 3 月」

○復興ビジョン・基本理念

- ・ 朝倉市復興計画策定委員会での議論や地区別復旧・復興推進協議会の意見等を踏まえ、復興ビジョンとして『山・水・土、ともに生きる朝倉』を掲げた。
- ・ この復興ビジョンを支える3つの基本理念として、「安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生」、「市民の命を守る安全な地域づくり」、「地域に活力をもたらす産業・経済の復興」を定め、基本理念ごとに具体的な施策を体系的にまとめた。

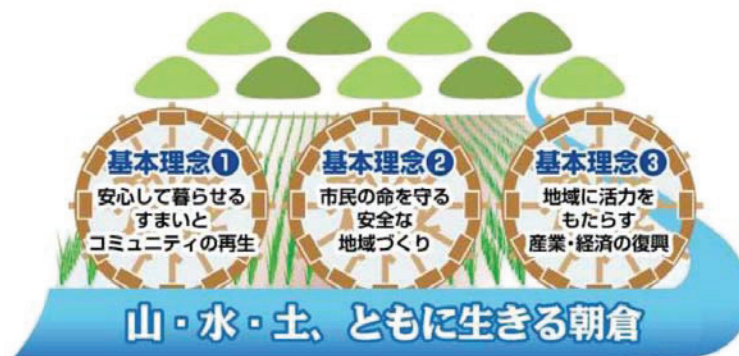


図 朝倉市の基本理念

(出典) 朝倉市「朝倉市復興計画 平成30年3月」

③復興計画の策定体制

- ・ 復興計画の策定に当たっては、市民の意見や有識者等の幅広い考えを取り入れ、復旧・復興施策を総合的かつ円滑に推進していくため、次のような組織体制で検討を進めた。

○災害復旧・復興推進本部

- ・ 復興に関して必要な事項を協議し、所要の調整及び推進を図る意思決定機関として復旧・復興推進本部を設置した。

○朝倉市復興計画策定委員会

- ・ 市民及び災害復旧・復興に関し識見を持つ者で構成する「朝倉市復興計画策定委員会」を設置した。委員長及び副委員長は、第1回委員会で委員の互選により、三谷泰浩 九州大学工学研究院教授、塚原健一 九州大学工学研究院教授がそれぞれ選出された。
- ・ 委員会は平成29年11月12日から平成30年3月4日にわたり計4回開催された。

表 朝倉市復興計画策定委員会における主な議題

回	開催日	主な議題
第1回	平成29年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝倉市復興計画の構成（案）及び全体スケジュールについて ・ 第1回地区別復旧・復興推進協議会の結果について ・ 朝倉市復興計画骨子の方向性について ・ 今後の進め方について
第2回	平成29年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果（速報）について ・ 第2回地区別復旧・復興推進協議会の結果について ・ 朝倉市復興計画（案）について
第3回	平成30年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果について ・ 第3回地区別復旧・復興推進協議会の結果について ・ 朝倉市復興計画（原案）について
第4回	平成30年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝倉市復興計画（案）について

(出典) 朝倉市からの提供資料より作成

表 復興計画策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	九州大学復興支援団 大学院工学研究院教授
副委員長	九州大学復興支援団 大学院工学研究院教授
委員	九州大学復興支援団 大学院芸術工学研究院教授
委員	九州大学復興支援団 大学院工学研究院助教
委員	九州地方整備局 企画部環境調整官
委員	九州農政局 地方参事官
委員	九州森林管理局 治山課長
委員	県（企画・地域振興部）総合政策課長
委員	県（農林水産部）農村森林整備課長
委員	県（県土整備部）河川課参事
委員	松末地域コミュニティ協議会会長
委員	杷木コミュニティ協議会会長
委員	久喜宮地域コミュニティ協議会会長
委員	志波地域コミュニティ協議会会長
委員	朝倉地域コミュニティ協議会会長
委員	高木地区コミュニティ協議会会長
委員	三奈木地区コミュニティ協議会会長
委員	蜷城地区コミュニティ協議会会長
委員	筑前あさくら農協 経済常務
委員	筑前あさくら農協 女性部
委員	朝倉森林組合 参事
委員	朝倉商工会議所 専務
委員	朝倉市商工会 女性部長
委員	朝倉青年会議所 理事
委員	朝倉市小学校PTA連合会 母親部会
委員	朝倉市中学校PTA連合会 母親部会
委員	朝倉市女性消防団 部長

※委員長及び副委員長は、第1回委員会で委員の互選により決定された。

（出典）朝倉市「朝倉市復興計画策定委員会 資料」より作成

○地区別復旧・復興推進協議会

- ・ 市民の復旧・復興への「思い」、「願い」を復興計画に反映できるよう、特に被害が大きい8地区に「地区別復旧・復興推進協議会」を設け、市民に寄り添い、市民の思いを大切にしまちづくりに取り組むこととした。
- ・ 協議会は平成29年9月から平成30年2月にわたり計24回開催した。

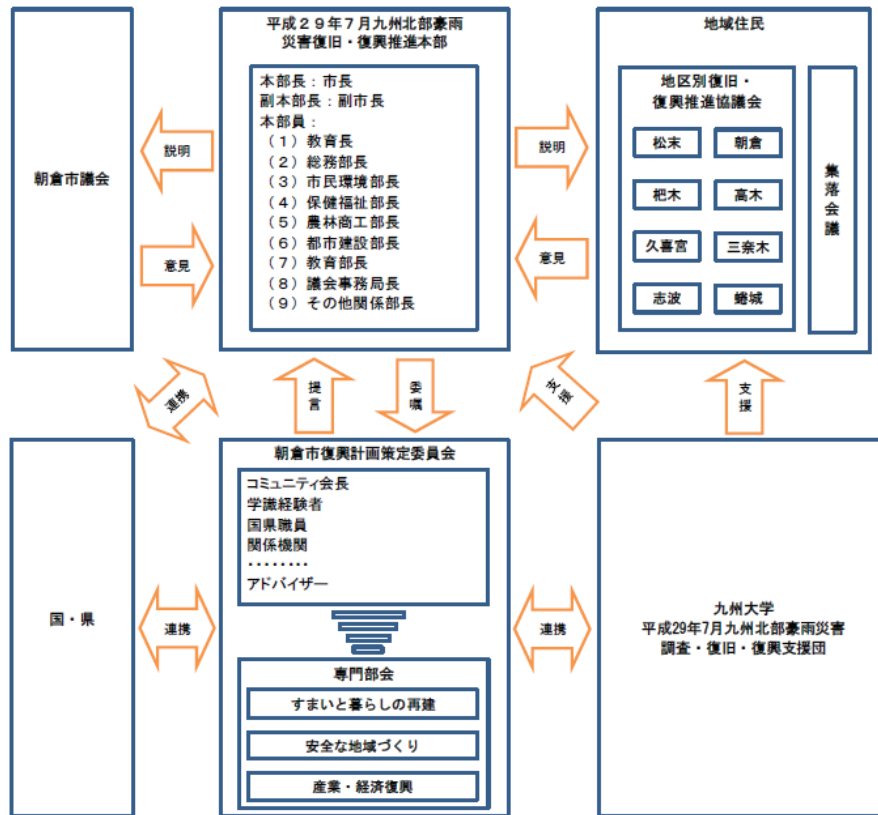


図 朝倉市復興基本計画の組織体制

(出典) 朝倉市「朝倉市復興計画 平成30年3月」

④復興計画の策定プロセス

- ・ 復興計画策定の工程表として、平成 29 年 8 月に「朝倉市復興計画策定の進め方」を策定した。
- ・ 前述の「朝倉市復興計画策定委員会」、「地区別復旧・復興推進協議会」のほか、市民アンケート調査、パブリックコメント、住民説明会等を通じて、市民等の数多くの意見を復興計画に取り入れた。

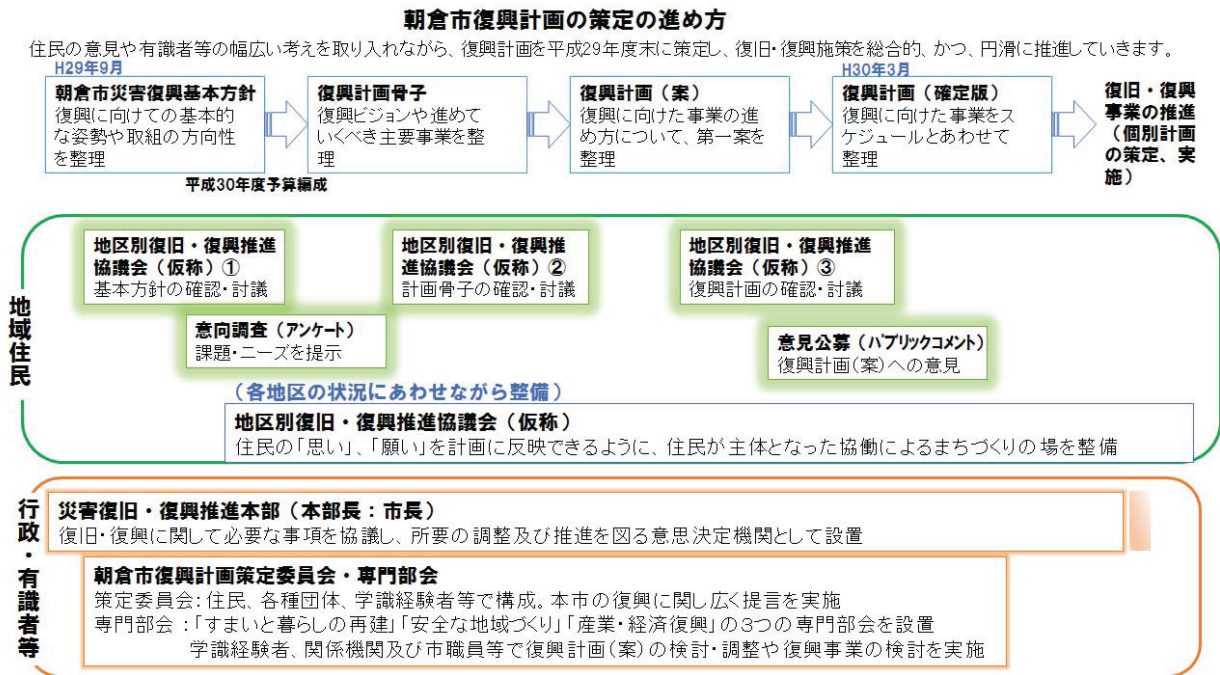


図 朝倉市復興計画の策定の進め方

（出典）朝倉市からの提供資料より作成

表 朝倉市復興計画の策定プロセス

日付	内容
平成 29 年 7 月 5 日～7 月 6 日	平成 29 年 7 月九州北部豪雨
平成 29 年 8 月 17 日	「朝倉市復興計画策定の進め方」策定・公表
平成 29 年 9 月 7 日	「朝倉市復興計画基本方針」策定・公表
平成 29 年 9 月 22 日～10 月 13 日	第 1 回地区別復旧・復興推進協議会（8 地区）
平成 29 年 11 月 12 日	第 1 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 29 年 11 月 27 日～12 月 11 日	市民アンケート調査
平成 29 年 12 月 11 日～12 月 18 日	第 2 回地区別復旧・復興推進協議会（8 地区）
平成 29 年 12 月 25 日	第 2 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 29 年 12 月 28 日	「朝倉市復興計画骨子」策定・公表
平成 30 年 1 月 24 日～2 月 4 日	第 3 回地区別復旧・復興推進協議会（8 地区）
平成 30 年 2 月 10 日	第 3 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 30 年 2 月 16 日～2 月 26 日	復興計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募手続）
平成 30 年 2 月 17 日、2 月 18 日	復興計画（案）に関する住民説明会（3 会場）
平成 30 年 3 月 4 日	第 4 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 30 年 3 月 14 日	「朝倉市復興計画」を朝倉市議会に上程 「朝倉市復興計画審査特別委員会」設置
平成 30 年 3 月 20 日	「朝倉市復興計画」を朝倉市議会が議決 「朝倉市復興計画」策定・公表

（出典）朝倉市からの提供資料より作成

【20170103】復興計画の策定（東峰村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ これからの復旧・復興に向けて、災害を経験して得た教訓を活かし、「東峰村総合計画」に掲げる将来像『美しい山里を継承し 豊かな暮らしを創造する 幸せな村』を実現するための、むらづくりの指針として東峰村復興計画を策定した。

○計画の位置づけ

- ・ 復興計画は、豪雨より前の平成 27 年 3 月に策定され、村づくりの基礎を築くための指針である「第 2 次東峰村総合計画（総合計画）」の一部として位置づけられた。
- ・ 総合計画の各行政分野の施策に災害からの復旧・復興の視点を取り入れるとともに、豪雨より前の平成 28 年 1 月に策定された、人口減少の克服や地方創生に向けた「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」等の取組みとの連動にも留意し、各種事業の方向性（実施時期、整備・取組みの考え方、役割分担等）についてとりまとめた。

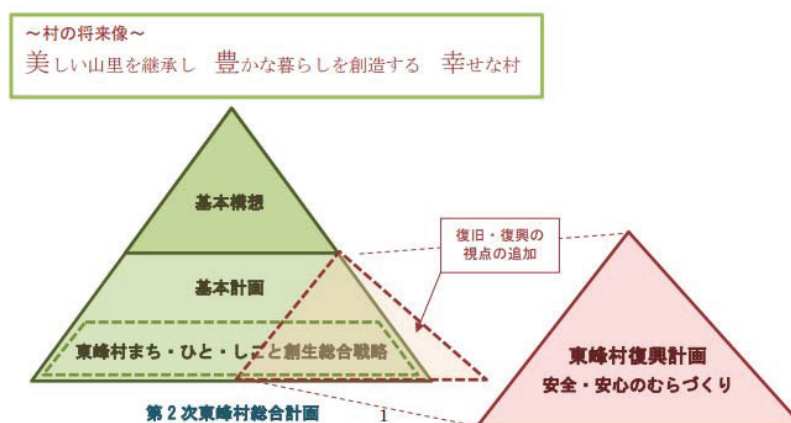


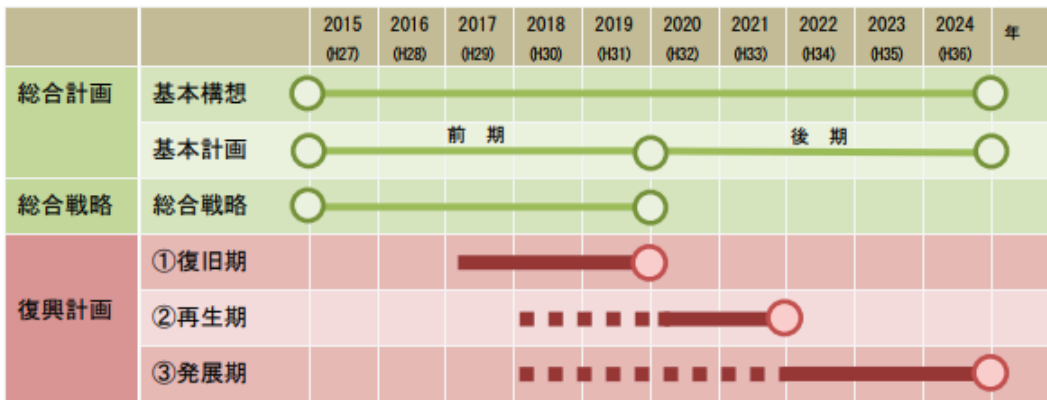
図 東峰村復興計画の位置づけ

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

②計画の期間と内容

○計画の目標・期間

- ・ 復興計画は、総合計画や総合戦略を補完することから、計画期間を基本構想及び基本計画の最終年度である平成 36 年度までの 8 年間とし、復旧期・再生期・発展期に区分し、順次計画的に取り組むこととした。
 - 復旧期[平成 31 年度目標]: 被災した住まいや道路、公共施設等の社会生活基盤や農林業等に関わる産業基盤の復旧を行い、再生・発展へとつなげていく期間を想定した。
 - 再生期[平成 33 年度目標]: 復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの本格復旧を進めるとともに、災害以前の活力を回復していく期間を想定した。
 - 発展期[平成 36 年度目標]: 本村の発展に向けて新たな魅力や地域の活力を高め、目標である「美しい山里を継承し豊かな暮らしを創造する 幸せな村」を実現していく期間を想定した。
- ・ 復興計画は、策定後の進捗管理を踏まえて現場や状況に合わせた見直しを図るとともに、総合計画における後期基本計画や第 3 次総合計画への改定時には、復興計画の内容を踏まえて継続して復興を進めることとしている。



継続的に安全・安心のむらづくりを進めています。

図 東峰村復興計画の期間

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

○計画の基本的な考え方

- ・ 本計画では、本村の安全・安心のむらづくりを目指した復興の基本的な考え方として、以下に掲げる3つの目標を定め、住民の思いや社会的な要請に応え、村の将来像である「美しい山里を継承し豊かな暮らしを創造する 幸せな村」の実現を目指している。
 - 美しい環境の還元・創出（しぜん）
 - 豊かな生業を支える基盤の復興（しごと）
 - 幸せな暮らしを育むつながりの強化（くらし）

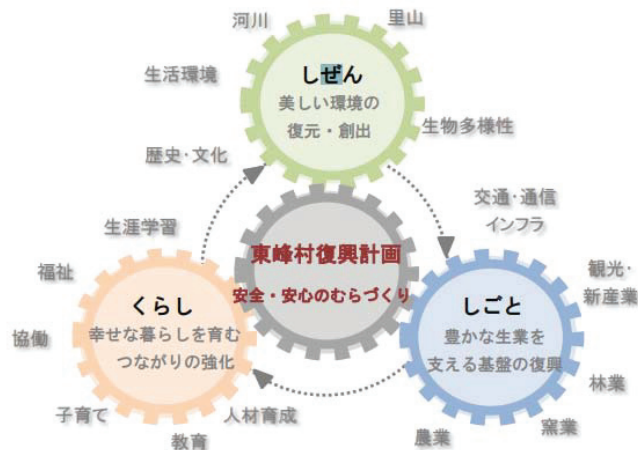


図 東峰村復興計画の基本的な考え方

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画に関わる組織体制

- ・復興計画の策定にあたっては、住民や関係団体、有識者、国・県や周辺自治体など幅広い考え方を取り入れるため、宝珠山・福井・小石原・小石原鼓の4つの地域に分け、住民協議会を設立し、地域と共に被害状況を把握、その対策を協議することで、地域としての復興に対する意向を整理した。
- ・計画への反映の際は、庁内や関係機関における事業との整合を図り、事業化が定まっていないものについても、今後の地域における復興の方向性や取組みの理想像としてとりまとめ、継続的な検討を行うものとした。

○計画の体系

- ・復興計画は、以下に示す基本目標と復興の方向性の体系の下に策定した。

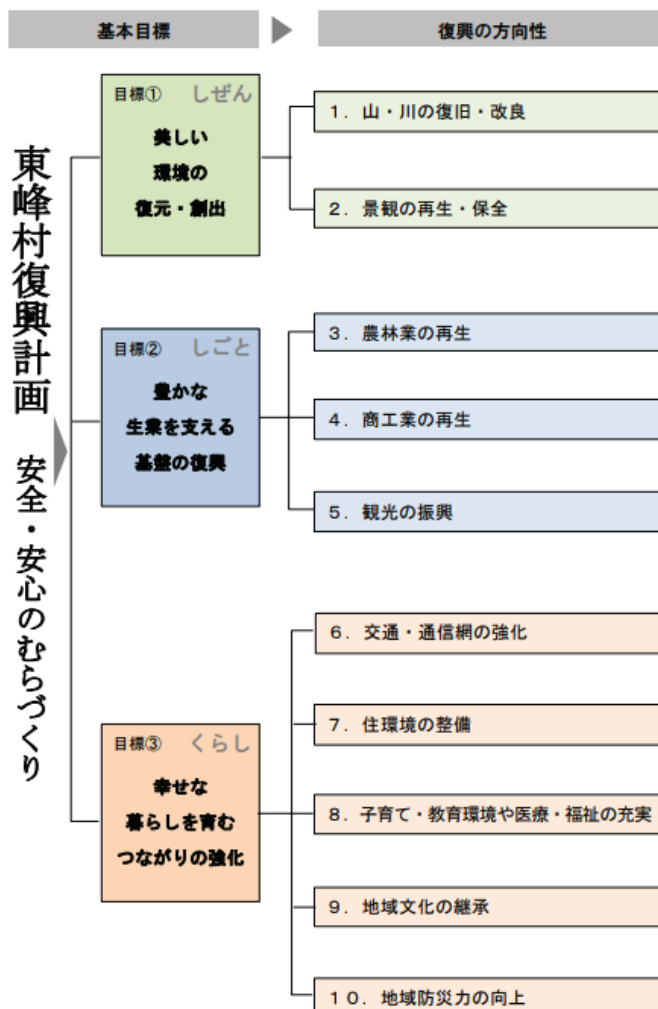


図 東峰村復興計画の体系

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

○東峰村復興計画策定委員会

- ・九州北部豪雨災害からの復旧・復興を目的に東峰村復興計画を策定するものとし、学識経験者や関係団体、地域住民などの意見・意向を反映させるため、平成29年12月に「東峰村復興計画策定委員会」を設置した。
- ・委員会は、学識経験者、関係行政機関職員、村行政機関の代表者、地域住民の代表者、公共的団体の代表者等で構成された。

表 東峰村復興計画策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	九州大学大学院 工学研究院 教授
副委員長	村区長会 会長
委員	九州大学 大学院 工学研究院 教授
委員	九州大学 大学院 農学研究院 教授
委員	国土交通省九州地方整備局 環境調整官
委員	農林水産省九州農政局 地方参事官
委員	林野庁九州森林管理局 主席森林官
委員	県（企画・地域振興部） 総合政策課長
委員	県（県土整備部） 河川課参事
委員	村議会 総務常任委員
委員	村教育委員会 教育長代理
委員	村農業委員会 会長
委員	小石原地域住民協議会 会長
委員	小石原鼓地域住民協議会 会長
委員	宝珠山地域住民協議会 会長
委員	福井地域住民協議会 会長
委員	J A筑前あさくら 東峰支店長
委員	朝倉森林組合 職員
委員	村商工会 指導員
委員	村社会福祉協議会 会長
委員	小石原焼陶器協同組合 理事長
委員	村青年団 団長
委員	副村長
オブザーバー	県商工部（商工政策課） 企画広報監
オブザーバー	県農林水産部（農林水産政策課） 企画広報監
オブザーバー	県建築都市部（建築都市総務課） 企画広報監

（出典）東峰村「東峰村復興計画策定委員会」より作成

【20170104】復旧・復興推進計画の策定（大分県）

○計画の内容

- ・ 復旧・復興に向けて、「大分県水害対策会議」を平成 29 年 7 月 14 日に立ち上げた。翌 15 日には中津市、日田市でそれぞれ市長をはじめ市関係者とともに現地水害対策会議を開催し、その後も被災市と意見交換を行い、度々被災現場に出向き状況把握に努めた。これら被災市との連携を踏まえ、現場に応じた具体的な取組や被災市との連携について、平成 29 年 8 月 23 日に「復旧・復興推進計画」として取りまとめ、公表した。
- ・ 同計画に基づき、関係部署が連携するとともに、国や被災市と協力して、迅速な復旧・復興に向けた取組を着実に推進するものとしている。
- ・ 計画では 5 項目「被災者の支援」「農林水産業・商工業等への支援」「教育施設・文化財等の復旧・復興」「社会資本等の復旧・復興」「復旧・復興に係る人的・財政支援」の視点で構成され、それぞれの項目に具体的な取り組み内容が示されている。
- ・ また計画は、今後の復旧状況に応じて、随時見直しを行うとともに、中長期的な復旧・復興対策も含めて検討を進め、計画に反映するとともに、大分県水害対策会議が計画の進捗管理を行い、着実に推進するものとしている。

表 復旧・復興推進計画の構成

I 被災者への支援	1 暮らし・住宅再建の支援
	2 医療・福祉・保健衛生
II 農林水産業・商工業等への支援	1 農林水産業の再建
	2 商工業の再生
III 教育施設・文化財等の復旧・復興	1 学校施設・教育の復旧・復興
	2 社会教育施設・文化財の復旧
IV 社会資本等の復旧・復興	1 道路・河川等の復旧
	2 農地・農業用施設等の復旧
	3 治山施設・林道等の復旧
	4 その他施設の復旧
	5 JR の復旧
V 復旧・復興に係る人的・財政支援	1 人的支援
	2 財政支援

(出典) 大分県水害対策会議「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害 復旧・復興推進計画」より作成

【20170105】復興計画の策定（日田市）

- 平成 30 年 1 月に、復旧・復興を速やかに進めるため、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の取組をまとめた「日田市復旧・復興推進計画」を策定・公表した。
- 「日田市復旧・復興推進計画」は、「被災者への支援」、「農林水産業・商工業への支援」、「教育施設・文化財等の復旧・復興」、「社会資本等の復旧・復興」、「復旧・復興に係る人的・財政支援」、「推進計画の期間と見直し及び進捗管理について」及び「今後の取組」の視点で構成され、それぞれの項目に具体的な取り組み内容が示されている。
- また計画は、今後の復旧・復興状況に応じて、計画期間を含め、事業の見直しを随時行い、計画に反映するとともに、本計画の所管課である地方創生推進課に担当者を配置し、計画の推進及び進捗管理にあたるとしている。

表 日田市復旧・復興推進計画の構成

I 被災者への支援	1 暮らし・住宅再建の支援
	2 医療・福祉・保健衛生
II 農林業・商工業等への支援	1 農林業の再建
	2 商工業の支援
III 教育施設・文化財等の復旧・復興	1 学校施設・教育の復旧・復興
	2 社会教育施設・文化財の復旧
IV 社会資本等の復旧・復興	1 道路・河川等の復旧
	2 農地・農業用施設等の復旧
	3 林地・林道等の復旧
	4 その他施設の復旧
	5 公共交通の復旧
	6 内水対策
V 復旧・復興に係る人的支援・財政対策	1 人的支援
	2 財政対策
VI 推進計画の期間と見直し及び進捗管理について	
VII 今後の取組	

（出典）日田市「日田市復旧・復興推進計画」より作成

（3）緊急の住宅確保

【20170106】応急賃貸住宅の提供の実施（日田市）

- 日田市は災害救助法の適用を受けない被災者に対して、一時的な避難場所を確保するため、国の借上型応急仮設住宅制度を参考に、民間賃貸住宅を借上げて提供した。

表 応急賃貸住宅提供の概要

対象者	水害によって住居が半壊、床上浸水し、居住する住宅がない人
入居期間等	原則 3 ヶ月（最長 2 年）
手続き等	・希望する被災者は、市建築住宅課で申込を行い、被災者がアパート等を探し、入居先が決定したら被災者・市・貸主で契約して入居する。

（出典）日田市「半壊、床上浸水の被災者に対し、「応急賃貸住宅」を提供します」より作成

(4) 恒久住宅の供給・再建

【20170107】住宅等の建替え・修繕に対する補助の実施（日田市）

- ・ 日田市は、被災した住宅の建替えや修繕、店舗等の修繕をする際、日田材を利用した建替えや修繕に対し、日田材又は日田家具ポイントを支給する既存の「木づかい促進事業」を増額し実施している。
- ・ 日田家具ポイントは、日田市内で製造された家具と交換できるポイントで、1ポイント1円分となっている。

表 住宅等の建替え・修繕に対する補助（木づかい促進事業）の概要（災害分）

支給対象となる建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替え <ul style="list-style-type: none"> ➢被災された人が日田材を 15 ㎡以上使用して建替えをおこなう木造住宅 ・ 修繕 <ul style="list-style-type: none"> ➢被災した住宅を 5 万円以上の日田材を使用して修繕 ➢上記建替えの対象とならない 15 ㎡未満の建替え住宅 ➢被災した店舗を 5 万円以上の日田材を使用して修繕
支給内容	<p>申請時に日田材か日田家具のどちらかを選択。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替え <ul style="list-style-type: none"> ➢最大 45 万円分の日田材、又は日田家具と交換できるポイント ・ 修繕 <ul style="list-style-type: none"> ➢最大 20 万円分の日田材、又は日田家具と交換できるポイント <p>※・既に建替え・修繕工事を終えた方で支給の条件を満たしているものについては、日田家具ポイントの支給のみとなる。（日田材の支給は不可。）</p>
支給条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材使用量のおおむね 80%以上が日田材であること。 ・ 年内に完成すること。（ただし、建替えは年度内に棟上げで可） ・ 日田市内の業者が施工すること。（必ず請負契約を締結すること） ・ 施工場所が日田市内であること。

（出典）日田市「平成 29 年 7 月の大雨により被災した住宅等の建替え・修繕に対する補助について」より作成

(5) 中小企業の再建

【20170108】経営相談会の実施（中津市）

- ・ 中津市は、中津商工会議所、大分県よろず支援拠点と連携して、九州北部豪雨により被災した中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰り、売上拡大など経営のことについて、無料相談会「豪雨災害復興支援経営相談会」を複数回にわたり開催した。
- ※「大分県よろず支援拠点」は、国が設置した無料の経営相談所であり、個人事業主、小規模事業者・中小企業の売上拡大、資金繰り改善や知的財産活用など、さまざまな経営課題について相談を受けている (<https://www.yorozu-oita.com/>)。

中津市 × 中津商工会議所 × 中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所
大分県よろず支援拠点

豪雨災害復興支援 経営相談会(無料相談)

大分県よろず支援拠点は、平成29年7月5日からの豪雨により被災された中小企業者・小規模事業者の皆様を対象に、復興支援経営相談会を下記のとおり開催いたします。資金繰り、売上拡大など経営のことについて、気兼ねなく、何でもご相談ください。

第1回 7月13日(木)
10:00~16:00
第2回(予定)
7月25日(火)
10:00~16:00

会場：新博多町交流センター
3階研修室
(中津市京町1524)

中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所
大分県よろず支援拠点
〒870-0037 大分市東春日町17-20
ソフトパークセンタービル(公財)大分県産業創造棟境内
TEL:097-537-2837 <http://www.yorozu-oita.com>

お問合わせ・お申し込みは、こちらまで！
●電話番号：097-537-2837
●受付時間：9:00~17:00
(土・日も対応します)
Facebook: <https://www.facebook.com/otayorozu>

豪雨災害復興支援経営相談会

図 豪雨災害復興支援経営相談会（相談無料）のお知らせ

(出典) 中津市「豪雨災害復興支援経営相談会（相談無料）のお知らせ」